

横浜市産後母子ケア事業 利用規程

横浜市産後母子ケア事業は、助産師などのサポートを受けながら、産後の心と体を整え、育児を学び、安心して子育てができるようサポートする事業です。この規程は、横浜市産後母子ケア事業をご利用いただくにあたっての利用条件を定めたものです。

1 利用対象

ショートステイ	横浜市内に住民登録を有し、利用日時時点で 産後 4 か月未満 の母及び乳児のうち、産後に心身の不調や育児不安がある方
デイケア	横浜市内に住民登録を有し、利用日時時点で 産後 6 か月未満 の母及び乳児
訪問型	横浜市内に住民登録を有し、利用日時時点で 産後 1 年未満 の母及び乳児

※早産児(在胎週数 37 週未満で出生した児)については、出産予定日を基準とします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ・母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している場合
- ・母子のいずれかが入院加療の必要がある場合（訪問型については、児入院等で母のみ利用することも可能です）
- ・母子のいずれかが心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある場合（ただし、医師により利用可能と判断された場合にはこの限りではありません。）

治療中の疾患がある場合は、利用予約前に、利用者自身で主治医に産後母子ケア事業の利用の可否について、確認してください。その後、利用予約時に前述の内容について、事業者伝えてください。事業者によっては、情報提供書等が必要になる場合や、利用ができないこともあります（情報提供書等の発行にかかる費用は全額自己負担となります）。

2 ケア内容等

(1) 概要

ショートステイ	利用対象者が、助産所等の施設に宿泊し、施設の設備等を活用してケアを提供します。
デイケア	利用対象者が、助産所等の施設を利用し、施設の設備等を活用してケアを提供します。
訪問型	助産師が横浜市内の居宅を訪問し、ケアを提供します。

(2) ケア内容

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ア 産後の母体管理及び生活面の指導 | カ 体重・排便チェック |
| イ 乳房手当、乳房トラブルケア | キ スキンケア |
| ウ 授乳方法 | ク 子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 |
| エ 沐浴方法 | ケ その他の必要とする保健指導 |
| オ 発育・発達のチェック | |

※本事業では、医療行為および、緊急での対応は行うことはできません。

☐ **利用中は、母子同室で過ごしていただきます。**

☐ **本事業は、育児の方法を学び、安心して育児ができるよう支援することを目的としています。**

そのため、産後母子ケアの利用中も育児はお母さんに行っていただき、必要に応じて助産師がサポートします。

☐ **児の預かりについては、ケア内容に含まれておりませんので、あらかじめご了承ください。**

3 実施時間・実施日・休業日

	実施時間	実施日	休業日
ショートステイ	利用開始日：9時 利用最終日：17時	月曜日～日曜日 ※原則として、土日祝日年末年始からの利用はできません	12月29日～1月3日 ※出産後、同一施設を継続して利用する場合に限り、上記の日程の利用もできます
デイケア	9時～17時	月曜日～土曜日	日曜日、祝日及び 12月29日～1月3日
訪問型	9時～17時	月曜日～金曜日	土曜日、日曜日、祝日及び 12月29日～1月3日

4 利用回数・利用料

	利用単位	利用料（自己負担額）	利用上限
ショートステイ	1泊2日 （昼・夜・朝・昼 食事提供）	3,000 円/日 （1泊2日の場合は 6,000 円）	単胎児：7日 多胎児：14日
デイケア	1日（昼食提供）	2,400 円/日	7日
訪問型	1回（90分程度）	1,500 円/回	3回

- ・生活保護世帯、市民税非課税世帯の利用料は0円です。申請時に申告してください（証明書が必要 になる場合があります）。なお、利用承認後に減免事由に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。
- ・横浜市で規定しているケア以外は全額自己負担となります。

5 申請から利用までの流れ

【ショートステイの利用を希望される場合】

ショートステイは、妊娠 28 週以降に、利用する方（妊産婦）が区役所で面談を行い、専門職が体調やサポート状況などについてお伺いしたうえで、対象者に該当するか確認します。面談は月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）に実施しています（土曜開庁日には面談を行っていません）。産後の生活や育児に関して不安や気になることがある場合は、面談時に遠慮なくご相談ください。また、ショートステイ以外に利用いただけるサービスについても、あわせてご案内します。

（1）利用申請

利用申請は妊娠 28 週から、テオテ産後ケアシステム（以下「テオテ」）^{（※）}から行うことができます。

利用する方（妊産婦）が、ご申請いただくよう、お願いいたします。

★申請をいただいてから審査が完了するまで、10 営業日程度お時間がかかります。

なお、連続した閉庁日（GW、年末年始等）がある場合は、これより日数がかかることがありますので、余裕を持った申請をお願いします。

※特段の理由により、テオテの利用が困難な場合は、こども青少年局地域子育て支援課までご連絡ください。

申請はこちら



(2) 審査結果の通知

利用申請を受け、横浜市が申請内容を審査し、結果をテオテよりお知らせします。

★審査の結果、利用が不承認となる場合があります。

(3) 利用予約

利用承認の通知が届いた後、**出産後**にテオテから利用を希望する事業者に**予約**をします。テオテでは利用希望日の4日前まで、予約することが可能です。以降の予約の可否については、事業者へ電話等で直接お問い合わせください。

利用予約を申し込んだだけでは予約は確定していません。後日、予約確定の通知が届いた場合に、予約が確定します。

利用にあたりご不明点がありましたら、事業者へ確認をお願いします。

※出産前の予約・利用はできません。

※治療中の疾患がある場合は、利用ができない場合があります。必ず事業者に伝えてください。

※事業者によっては、分娩の状況を踏まえた予約受け入れを行っているため、必ずしも希望通りの日程で対応できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

予約できる期間	予約できる期間は、予約を申し込んだ日（予約日）から60日後までです。60日より先の日程は予約できません。 <例> 4月1日に予約する場合 → 5月31日までの日程が予約できます。
予約できる回数 （上限）	同時に予約できる回数の上限は3回です。 類型に関わらず、1回の利用＝1回分と数えます。 ショートステイ・デイケア・訪問型は、すべて同じ「1回」として扱います。
上限到達後の 予約について	既に上限の3回を予約している場合、新たな予約はできません。 予約していたサービスを実際に利用すると、1回分の予約枠が空きます。空いた枠については、あらためて予約ができるようになります。 <例> 上限の3回分を予約 → うち1回を利用 → 新たに1回分の予約が可能

6 日程の変更及びキャンセルに伴う利用者負担額

(1) 日程の変更やキャンセルをする場合は、ショートステイ・デイケアは利用日の2日前の17時まで、訪問型は、利用日の前日の17時までにご連絡ください。テオテでお手続きができるのは、利用日の2日前の17時までとなります。

※以降の変更・キャンセルの連絡については、事業者に電話等で直接ご連絡ください。なお、日程の変更については、ご希望に添えない場合もあります。

(2) 上記のテオテでの手続き期限までに日程の変更やキャンセルの連絡を行わなかった場合、利用の有無にかかわらず、以下の利用者負担額を事業者に直接お支払いください。また、利用回数としても計上しますので、ご注意下さい。

※理由が体調不良や感染症等であってもキャンセルに伴う利用者負担額が発生します。

※自己負担がない世帯（生活保護世帯・市民税非課税世帯）の方は、利用者負担額は発生しません（利用回数としては計上されます）。

類型	利用者負担額発生時期	利用者負担額
ショートステイ	利用日の 2日前の17時まで に連絡を行わなかった場合	3,000 円／日
デイケア		2,400 円／日
訪問型	利用日の 前日の17時まで に連絡を行わなかった場合	1,500 円／回

7 注意事項

- (1) 分娩等、緊急対応が必要な方への対応が優先となることがありますので、予めご了承ください。
- (2) 天災などやむを得ない事情で事業者の対応が困難な場合は、利用を中止することがあります。
- (3) 利用中、施設から外出することはできません。また、同一施設であっても、ケア内容以外（受診や予防接種等）を受けることはできません（ショートステイ・デイケア）。
- (4) 施設内は禁酒・禁煙となっています。そのほか、施設ごとに定められているルールがありますので、案内に従ってご利用ください（ショートステイ・デイケア）。
- (5) 事業者が独自に提供するサービス（アロママッサージなどのオプションサービス等）を利用する場合は、事前に利用内容、利用料金及び利用条件等について事業者から説明を受け、十分に確認してください。なお、当該サービスは横浜市産後母子ケア事業によるサービスには含まれず、利用に関する事項については、利用者と事業者との間で直接調整していただくものとなります。

8 その他

産後母子ケアの利用状況については、事業者・区役所こども家庭支援課・こども青少年局地域子育て支援課で共有します。利用後のご様子について、区役所こども家庭支援課又はこども青少年局地域子育て支援課からご連絡をさせていただく場合があります。

9 お問い合わせ

横浜市こども青少年局地域子育て支援課：電話 045-671-2455

月～金（祝日、年末年始を除く）8時45分～17時00分

【ショートステイの面談について】

お住まいの区福祉保健センターこども家庭支援課

問合せ及び利用相談先 受付：月～金（祝日、年末年始を除く）8時45分～17時

区名	電話番号	区名	電話番号
鶴見	510-1840	金沢	788-7787
神奈川	411-7111	港北	540-2365
西	320-8467	緑	930-2356
中	224-8171	青葉	978-2456
南	341-1151	都筑	948-2349
港南	847-8411	戸塚	866-8472
保土ケ谷	334-6323	栄	894-8049
旭	954-6160	泉	800-2447
磯子	750-2448	瀬谷	367-5747

横浜市こども青少年局
地域子育て支援課
令和8年9月14日